

講師派遣

～男女共同参画社会づくりをめざす講師派遣～

男女共同参画社会（すべての人が性別にとらわれず、自分らしくいきいきと暮らせる社会）の実現を目的とした研修等に講師を派遣します。

《対象となる団体》

市内に在住または在勤の方約10人以上の団体（まちづくり協議会、自治会、PTA、市内事業所、グループなど）を対象とします。

※実施場所は、市内の施設に限ります。なお、可能な限り人権文化センターを使用してください。

《対象となる講座内容》

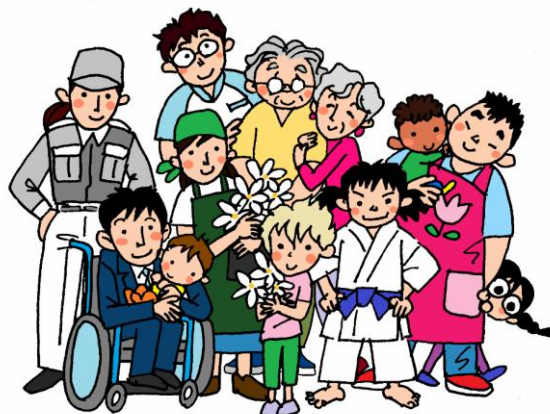
- ①男女共同参画社会づくりをめざす学習であること
- ②営利を目的としないこと
- ③特定の政治・宗教に関する内容でないこと

主なテーマ

- セクシュアル・ハラスメントの防止について
- 職場の男女共同参画とは
- ワーク・ライフ・バランスについて
- DVや性暴力を防ぐために
- セクシュアルマイノリティについて考える
- 子どもの虐待防止のために
- アンコンシャスバイヤス（無意識の思い込み） など

◆ 手続きについては

裏面をご覧ください



● 申請手続きの手順

① 申請書の提出

「宝塚市人権研修講師派遣申請書（様式１）」を、人権平和・男女共同参画課に提出してください。

※提出は、原則として講座実施の２ヶ月前までです。

② 講師の派遣

申請に基づき、宝塚市が講師を選定し、申請者へ派遣決定に関する通知書（様式２）を送付します。

③ 講座の実施

講座当日は、人権平和・男女共同参画課の職員が講師に同行し、講座を聴講する場合があります。

※講師謝礼は市が負担します。

※講座開催の場所は、申請者が確保してください。これに係る費用については申請者の負担とします。

④ 報告書の提出

講座終了後、「宝塚市人権研修講師派遣報告書（様式３）」を提出してください。

※報告書の提出期限は講座終了後１週間以内です。



宝塚市 人権平和・男女共同参画課

TEL：0797-77-9100 / FAX：0797-77-2171

E-mail：m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

ホームページ
はこちら

